

平成29年度環境技術実証事業実施要領に対する建築物外皮分野実証機関としての意見と実証運営機関としての回答(案)

No.	区分	建築物外皮実証機関としての意見	実証運営機関としての回答(案)
1	9章6.の「実証機関は、・・・実証計画で規定した性能と目標値を考慮して評価を行う」の内容に対して。	文章中の「評価」の定義が曖昧である。実証機関は、性能が著しく低い結果の技術に対して実証を認めない(実証マークを与えない)旨の判定ができるということなのか？	本事業は、環境技術を対象としているため、環境技術に該当しないと判断された場合は、ロゴマークと実証報告書を渡さないことも可能である。「環境技術」にどのようなものが定義されるかどうかは、実証機関が関係課室と協議の上、判断されたい。
2		別途、用語の定義の中にも、「環境技術は、環境保全効果をもたらす技術」の明記がある。そうであるならば、実証機関、少なくとも環境省は、当該用語の定義を満たさない技術に対して実証を認めないことの判定ができる体制づくりが必要と思われる。	
3		本分野における環境技術の性能判定は、単一の物性値だけでは判断できず、幾つかの物性値などを組み合わせ、かつ、計算結果などを含めて総合的に判断することになる。目標値の考え方、目標値に対する最低基準の設置などの方針は、分野ごとに定めて良いのか(実証分野ごとに、方針が異なってもよいのか)？	分野ごとに定めてよい。
4		9章6項の文章は、上記3つの事項が明確に読み取れる表現に修正いただくことを要望する。	実証事業実施要領の「1. 目的」に、「環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術」と明記しているので、上記の内容を読み取ることは可能と考えられる。
5	9章7.の「実証申請者は、申請書で技術の性能に著しく低い結果がでた場合、・・・申請を取り下げることができる。」の内容に対して。	当該文章は、申請者のみが取り下げ判断が出来ることを規定していることになる。上記9章6項に対する意見に関連して、環境省もしくは実証機関も、実証技術として認めないことの判定ができるようにしたほうがよい。	本事業は、環境技術を対象としているため、環境技術に該当しないと判断された場合は、ロゴマークと実証報告書を渡さないことも可能である。
6	別紙3中の「8) 自社による試験方法及びその結果」の文章表現に対して。	当該文章は、試験装置を自社で所有していることを要求しているように読みとれる。自社以外の試験機関で所得したデータでも良い(予備試験データを取得する際の実証機関は規定しない)ことを述べているのならば、そのことが分かるような明確な文章表現に修正いただくことを要望する。	次の改定において、表現を検討する。 例：8) 自社による試験方法及びその結果(外注を含む)
7		申請前に行った試験データと実証のために行う試験データの実証機関が、同一となることがある。違和感を覚える。	
8	6章2.「実証技術の選定」の内容に対して。	実証機関が技術を選定する際に、申請者提出資料(データ)だけをもって選定の判断を下すことは難しい。選定した時点で実証する(マークを与える)ことを認めたこととなり、ISO対応前の「全実証」と同じやり方になる懸念がある。	本事業は、環境技術を対象としているため、環境技術に該当しないと判断された場合は、ロゴマークと実証報告書を渡さないことも可能であり、左記事項への対応はできると考えられる。
9		ISO化対応の定義から判断すると、選定の位置づけは、実証技術の候補を選定したに過ぎない。実証技術として認めるか否かは、実証試験結果をもとに判定を行う必要がある。	
10		実証機関は、実証技術の選定後も試験結果をもとに実証技術として認めるか否かの判定ができるようにした方がよい。	